

## 反社会的勢力でないことの表明・確約

私は、現在、次の 1.のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。また、自らまたは第三者を利用して 2.のイからホに該当する行為を行わないことを確約いたします。

私が、次の 1.のイからへのいずれかに該当し、もしくは 2.のイからホに該当する行為をし、または 1.にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴行との取引は停止され、または通知により口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

### 1.現在かつ将来にわたり次のイからへのいずれにも該当しないことの表明・確約

- ・イ.暴力団
- ・ロ.暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- ・ハ.暴力団準構成員
- ・ニ.暴力団関係企業
- ・ホ.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ・ヘ.その他イからホに準ずる者

### 2.自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないことの確約

- ・イ.暴力的な要求行為
- ・ロ.法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・ハ.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・ニ.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- ・ホ.その他イからニに準ずる行為